

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月6日（平成27年（行個）諮問第65号）

答申日：平成30年1月12日（平成29年度（行個）答申第172号）

事件名：本人が行った再審査請求に関して特定労働基準監督署長が提出した資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成21年特定番号，業務上外関係再審査請求事件に関する労働保険審査会が作成した事件プリントの中で，監督署長が提出した資料のうち，印刷省略された資料のすべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成26年11月7日付け厚生労働省発基1107第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示とされた部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書1

ア 不開示とされた全ての号証について

労働保険審査会に提供された資料は，添付の平成20年8月7日付け答申書（平成20年度（行個）答申第95号。添付省略。）に基づき，全て開示されるべきである。不開示とされた全ての号証の開示を求める。答申書コピーを同封のこと。

イ 業務量立証に必要であり，以下の乙14，15，16，17，18，19，20，21，23，24，26，27，32，33，41，59，62，63，64，65，67，68，73，76号証の黒塗りされた箇所の開示をされたい。審査請求時と再審査請求時で枚数が異なる号証がある。これは，号証枚数を調整して，証拠隠蔽さ

れた疑念がある。全てを開示するとともに、審査請求と再審査請求で何故号証の枚数が調整されたのか理由を示されたい。

乙14 再審査時、黒塗り出勤簿が16枚開示された。ところが、審査請求時点は19枚開示されている。枚数が3枚抜き取られている。証拠隠蔽の疑念がある。立証の妨害に当たる。

乙15 黒塗りの「会社沿革」「リコピンなどの説明」「会社案内」であること。黒塗りする必要が無い。

乙16 黒塗りされた事務業務操作手引書。異議申立人が作成したものであり、業務量立証のために必要であり、黒塗りする必要が無い。

乙17 「会員名簿写」と称する物で黒塗りされて開示された。

正しくは、定例分CSVデータと思われる。審査請求時の物は余白が開示されている。余白にはa調査官のメモ書きがある。システムの変更、業務委託の増加などの立証のために必要である。印刷省略されて、業務量立証の妨害に当たる。

乙18 黒塗りの事務室内写真と思われる。再審査請求時に7枚開示された。ところが、審査請求時は8枚あった。1枚枚数が足りない。

1枚抜き取られた。証拠の隠蔽が疑われる。業務量立証の妨害に当たる。

乙19 就業規則。異議申立人が出向当時閲覧できた物であり、黒塗りする必要が無い。

乙20 会員登録申請書。会員名などが記載されておらず、見本であるため。個人情報に当たらない。

乙21 追加注文書。会員名などが記載されておらず、見本であるため。個人情報に当たらない。

乙23 会社追加資料

- ・ 黒塗りの「a様」と書いた文書。bが労基署へ提出した物であり、黒塗りする必要が無い。
- ・ 黒塗りの異議申立人の診断書である。異議申立人本人が提出したものであり、黒塗りする必要が無い。
- ・ 黒塗りの「参考資料」と書いた文書。bが提出したもので、隠す必要が無い。
- ・ 黒塗りの出勤簿。

再審査請求の物は8枚開示された。ところが、審査請求時の物は、5枚である。下級審よりも上級審で号証の枚数が増えることはあり得ない。

審査請求時と再審査請求時で証拠の調整が行われたものであ

る。証拠隠蔽，偽造の疑念がある。証拠の調整に当たる。

乙24 黒塗りの「c氏休暇経緯」と称する文書。cの復帰を尋ねたbとcとの「メールやり取り」であること。「c診断書」「c休業理由書」である。

異議申立人は，直接c本人からc診断書と休業理由書などを入手している。メールのやり取りもbから見せて相談された。印刷省略を利用することで，d不就労と不採用を隠蔽したことが疑われる。

乙26 黒塗りの給与台帳。異議申立人本人のものであり，黒塗りする必要が無い。

乙27 黒塗りの個人情報シート。異議申立人本人の情報であり，黒塗りする必要が無い。

乙32 特定事業場iiの「組織図」「配置図」「名刺3名」「室内写真11枚」。当時，異議申立人は，そこへ在籍出向中で知り得た内容であり隠す必要が無い。調査官が調査を行い，資料を収集し，調査した物であり隠す必要が無い。特定事業場iの室内写真は開示されている。特定事業場iiだけを不開示とする必要が無い。

乙33 黒塗りされた「残業時間」の意見書。これは異議申立人が提出したものである。余白にはaの筆跡で●●と記されている。「e」であることは明白である。黒塗りする必要が無い。審査請求時は45枚。ところが再審査時は44枚で，1枚枚数が少ない。証拠の調整に当たる。

乙41 黒塗りされた，「b特定役職について」の意見書その他。審査請求時の開示された物は9枚だった。審査請求時の物は10枚である。下級審よりも上級審で証拠が増えることはあり得ない。審査請求時と再審査請求時で証拠の調整が行われたものである。証拠隠蔽，偽造の疑念がある。証拠の調整に当たる。

乙59 「cさんが腰痛休業後に私1人で行った業務の帳票」の意見書。

d不就労を立証するために異議申立人が提出した物。この余白には，a調査官の筆跡で「各資料に●●の筆跡が無い」と調査結果が記されている。dの就労の有無が争点であり，これは本来事件プリントに編綴されなければならない物であった。事件プリントの印刷省略を利用してd不就労を隠蔽された疑念がある。証拠立証の妨害に当たる。

乙62 c聴取の後の特定年月日aaにa調査官が書いたメモ書きであること。調査官が調査したものであり，復命書の添付に相

当する。

異議申立人の業務量を立証するにあたり、隠す必要が無い。
証拠立証の妨害に当たる。

乙63 b聴取の際に添付された物。

「異議申立人採用経過」「計数表4枚」「出勤簿1枚」「特定場所写真」「骨折写真」「特定年月日bb, 特定事業場iiiメール」「特定年月日cc, 特定事業場iiiメール」「特定年月日dd, 特定事業場iiiメール」これらは黒塗りで何が記されているのか分からない。

黒塗りする必要がない。b聴取の際には、異議申立人が提出した意見書を読ませながら聴取しており、その意見書上部余白にはbとaの割印がなされている。異議申立人に対してだけ「2 不開示とした部分とその理由」に当たるとした差別理由にはできない。

乙64 fの聴取の際、添付された物。黒塗りの特定事業場iiの特定年月日eeの写真2枚。

当時異議申立人本人が在籍出向しており、黒塗りする必要が無い。

f聴取の際、異議申立人が提出した労災自己意見書を読ませながら聴取が行われており、それは、別途開示請求した際にfとaの割印がなされている物が開示されている。異議申立人に対してだけ「2 不開示とした部分とその理由」に当たるとした差別理由にはできない。

乙65 d聴取の際添付された「出勤簿2枚」「計数表4枚」黒塗リ。

d聴取の際に、異議申立人が提出した労災自己意見書を読ませながら聴取が行われており、意見書余白にはdとaの割印がなされている。したがって、異議申立人に対してだけ「2 不開示とした部分とその理由」に当たるとした差別理由にはできない。

乙67 特定年月日ffにaによる事業場調査の際に収集された黒塗りの「会員受付簿」「追加注文受付簿」「解約受付簿」である。

異議申立人が業務量を立証するため、d不就労を立証するために開示が必要である。余白には、aによるd不就労の重要な事項が記されている。黒塗りにしたことは証拠の立証の妨害に当たる。

乙68 特定年月日ffにaによる事業場調査の際収集された物。黒塗りする必要はない。特定事業場i側の担当は異議申立人で、

特定事業場ivの担当は、gさんであり、日々の業務で使用していた物である。

乙73 異議申立人が提出した医師意見書である。審査請求時は最終頁が開示された。ところが、再審査請求時は1枚足りない。偽造、変造の疑念がある。証拠の調整に当たる。

乙76 診療報酬明細書(写)。aが異議申立人から承諾書を取って、特定健康保険組合から提出させた診療報酬明細書(写)であること。黒塗りする必要は無い。審査請求時は33枚。再審査請求時は26枚。下級審よりも上級審の開示枚数が少ないことはあり得ない。証拠の調整に当たる。

ウ 特定年月日ffの事業場調査復命書の開示を要求する。

調査官は事業場調査を行った場合、復命書を作成することになっている。証拠の調整や隠蔽をするのではなく、本来在るべきこの日の復命書の提出を要求するものである。

エ 事件プリントの印刷省略を利用して、重要証拠が隠蔽されている。

事件プリントの目次には、「(注)本件審理に直接関係ないと思われる資料、同一のものが重複して提出された資料等については、印刷を省略した。」とただし書がされている。

ところが、本件労災審理に関係ある重要資料でありながら印刷省略されており、また重複されていないにもかかわらず印刷省略とされている。業務量立証の妨害に当たる。本件は現在最高裁で係争中である。印刷省略とされた物全てを開示されたい。

(2) 意見書1

はじめに

諮問庁の不開示措置には明確な理由が無いが、もしくは理由不明ですので、以下意見を申し述べます。

本件は、労基署の調査官が異議申立人の労災申請書や意見書のコピーを事業主に提供し、同コピーが事業主を通じて他者に流出された事例です。また、調査官は、異議申立人が提出した意見書や証拠を5名の聴取対象者全員に閲覧させた上で聴取を行ったことが聴取書で明らかになっています。

労災申請書や意見書は、諮問庁により法に基づき、「重要度の高い書類等」として外部漏えいがないよう厳正に管理するよう指示されています(平成22年12月27日付け、基労発1227第1号通達「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」)。異議申立人の(保護されるべき)個人情報(会社役員等)を開示しておきながら、一方で異議申立人に対しては「企業情報の保護」、「聴取対象者の個人情報保護」等を理由に秘匿する諮問庁の姿勢は、その時々で理由を勝手

に使い分けるもので、行政庁の取るべき公正性に著しく反しています。

労災の再審査機関において、このような偏向した開示姿勢が維持されるなら、労働者は、調査において収集された証拠資料や証言の全容を知ることができないため、真の不支給理由を理解することはできません。また、不服申立が棄却された理由を知ることができません。その結果、行政訴訟において十分な主張・立証、反論に齟齬を来すことは明らかです。

相手方である労基署側が全ての証拠を保有する一方で、片や、不服申立をする労働者には黒塗りにされている現状は、労働者に最初からハンデを強いるもので、不公平の上ありません。このような状態が放置されれば、労働者の知る権利、不服申立をする権利は損なわれ続けることになります。

以下、資料毎に具体的に記しますので、諮問庁においては不開示措置を改めるか、なおも不開示を維持する場合は、単に法律条文の羅列でなく、各資料毎に具体的な理由を明らかにするよう求めます（添付の表参照。添付省略。）。

ア 枚数が不足する資料について、不足分の開示を求める（乙 1 4，
1 8， 3 3， 7 3， 7 6 号証）

<理由>

題記の各資料につき、今回示された枚数が既に開示された審査請求時の資料より少ない理由について諮問庁は何ら回答していない（異議申立書の 2 項参照）。原本（原処分の調査時に労基署調査官が収集したもの）は一つであるため、下級審（審査官）と上級審（審査会）で枚数が異なることはあり得ない。したがって、不足する分の開示を求める。

また、審査会が元々少ない枚数しか保有していないとすれば、いずれかの段階で何らかの操作が行われたことになる。その場合、諮問庁は理由を説明すると共に、真の枚数（原本の枚数）を明らかにするよう求める。

① 出勤簿：乙 1 4（文書番号 3）

審査請求時の資料では 1 9 枚開示されたにも関わらず、今回は 1 6 枚しか開示されていない。3 枚不足している。

② 事務室内写真 1 1 葉：乙 1 8（文書番号 7）

諮問庁は「全部開示」と言うが、審査請求時の資料では 8 枚開示されたにも関わらず、今回は 7 枚しかなく 1 枚不足している。残る 1 枚を含めて「全部開示」するよう求める。

③ 自己意見書（通常日の作業・年月日時間を追って）：乙 3 3
（文書番号 1 7）

審査請求時の資料では45枚開示されたにも関わらず、今回は44枚しか開示されていない。1枚不足している。

④ 特定医師意見書：乙73（文書番号48）

諮問庁は全部開示済というが、審査請求時の資料は12枚であるにも関わらず、事件プリントには11枚しか編綴されていない。1枚が印刷省略されている。

⑤ 診療報酬明細書（写）の交付依頼についての回答：乙76（文書番号50）

審査請求時の資料では33枚開示されたにも関わらず、今回は26枚しか開示されていない。7枚不足している。

イ 枚数が多い資料について（乙23，41号証）

題記の各資料につき、今回提示された枚数が審査請求時の資料より多い理由について諮問庁は何ら回答していない。全枚数を開示すると共に、枚数が多い理由を説明するよう求める。また、真の枚数（原本の枚数）を明らかにするよう求める。

<理由>

① 会社追加資料：乙23（文書番号12）

審査請求時の資料では計5枚が黒塗りもなく開示された。しかし、今回は計8枚が全て黒塗りとなっている。

② 「b特定役職について」と題する文書：乙41（文書番号21）

審査請求時の資料は9枚であったが、今回は10枚となっている。

ウ 復命書に添付もしくは記載されている資料（乙14，16，17，18，19，23，24，26，27，32，33，62，63，64，65，67，68，73，76号証）

上記各号証は、復命書に添付もしくは記載されている資料であるため開示を求める。

<理由>

（ア）労働者の不支給理由を知る権利、不服申立をする権利の侵害

復命書の作成について諮問庁は次のように指示している。

『各保険給付請求書について実地調査を行ったときは、実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。関係者の出頭を求め、関係帳簿等について調査した場合においても実地調査に準ずるものとして実地調査復命書を作成すること。』

なお、実地調査復命書は、各労働局において定めた適宜の様式とするが、復命書には調査に際して収集した資料等を添付すること。また、当該保険給付支給請求書の決済に当たっては、上記の実地調査復命書を添付して決済を受けること。』（平成13年3月30日付け、基発第237号通達「労災保険給付事務取扱手引」の69頁。

その後改訂された通達も同様)。

このように、労災調査官が事業場等の実地調査を行った際には、必ず復命書を作成し、収集した資料を添付しなければならないことになっている。そして、復命書に添付もしくは記載された資料は、復命書と一体のものとして労基署長に報告され、労基署長はそれに基づいて、業務上外の判断・決定を行っている。

したがって、労働者が決定の根拠を知るためには、その基となる復命書並びに添付資料を見ることが不可欠である。また、労働者が決定に不服の場合は、行政不服審査法に基づき審査請求・再審査請求・行政訴訟ができる法構成となっており、その際復命書や添付資料を見ることができなければ、原処分に対して反論のしようがない。不開示とされるなら、労働者は不服審査や行政訴訟の攻防において、素手で闘うことになってしまう。

本件不開示処分は、労災申請した労働者が不支給理由を知る権利、不服申立をする権利を著しく侵害している。

(イ) 労基署長の説明責任

不支給処分を行う際、労基署長は、「不支給の理由を的確かつ具体的に記載すること」を指示され、「処分の理由について説明を求められた場合には、法律上の根拠及びその解釈並びに医学的判断理由を説明し、請求人が当該処分理由を理解し得るよう努めること」とされている(前記基発第237号通達の90頁)。労災保険審査会の棄却決定の際も同様であり、本件不開示処分は、説明責任を放棄するもので、労働者の知る権利を著しく侵害している。

(ウ) 調査官が収集した資料の位置付け(労基法並びに労災保険法の立法趣旨によるものであること)

労災認定調査官は、労災保険法46～48条(立ち入り調査権、質問権、文書提出命令権等)により与えられた権限に基づいて、実地調査や資料収集を行っていることは言うまでもない。

諮問庁によれば、調査官は、「労災補償の請求を行っても、その疾病と業務との因果関係の証明が困難であったり、その証明に大きな負担を伴う(中略)被災労働者やその家族を救済するという立場」(平成10年3月1日発行、労働省労働基準局補償課編「上肢作業に基づく疾病の労災認定基準の解説」23, 65頁)に立って、「文字通りの立証責任を被災労働者に課すとすれば補償を受ける権利の実態を損なうおそれがあることから、(中略)雇用関係、作業歴、疾病の発症状況等請求理由に係る最小限度の疎明があれば、行政機関において補足的な調査を行う」(平成3年3月19日、労働省労働基準局発「基発第157号通達、業務上疾病の認定事務手

引」9頁)こととされている。

このように、調査官は、労基法並びに労災保険法の立法趣旨である「労働者保護」の立場から、申請労働者に成り替わって事業場等の実地調査を行うのであるから、収集された資料は、資料の収集が困難な立場にある労働者の立証の負担を軽減するために活用されなければならない。そのことは業務外の決定が為された後も同様である。

(エ) まとめ

以上、復命書に添付もしくは記載されている資料は、労災申請した労働者の知る権利・不服申立をする権利という観点から、また、不服申立制度の法構成、労災保険に係る行政庁の説明責任という観点からも、法14条2号のただし書(イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、及び、口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報)に該当することは明らかである。同条3号のただし書についても同様である。

仮に、それでもなお保護すべき第三者の個人情報があるとすれば、当該部分の個人名、電話番号、口座番号等の一部を黒塗りにして部分開示(法15条)すべきであり、本件の如き全面不開示は過剰である。

なお、この点に関連して、貴審査会の平成20年8月7日付け答申書(平成20年度(行個)答申第95号)が既出されております。

エ 各号証毎の開示請求理由

前記3項に記した資料の殆んどが、全枚数全面黒塗りでタイトルすら不明である。したがって、異議申立人は諮問庁の不開示理由が正しいのかどうかすら判別できない。前記3項に記した理由をもってしても、なおも諮問庁が開示を拒む場合、異議申立書2項に記載した個別の理由により開示を求める。

また、乙62, 63, 64, 65の各証に関する異議申立について諮問庁は何ら回答していない(異議申立書2項参照)。本件調査において調査官は、全聴取対象者5名に対して異議申立人の労災申請書や意見書、提出資料を閲覧させていたことが、各証の記載から明らかである。添付資料の上部の割印もその証である。

労災申請書や意見書(そこには異議申立人の銀行口座番号も記されており、保護すべき個人情報に該当することは明らかである)を聴取対象者に勝手に閲覧させておきながら、異議申立人に対しては「いわれのない批判」「不当な干渉」「個人の権利利益を害する」おそれ等の理由を付して不開示とする諮問庁の姿勢は自己矛盾甚だ

しく、ダブルスタンダードそのものである。この点に関する諮問庁の釈明を求める。

なお、以下の号証について開示を求める理由を補充する。

(ア) 事務業務取扱手引書：乙 1 6 (文書番号 5)

<理由>

20枚全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。したがって、異議申立人には諮問庁の不開示理由が正しいのかさえ分からない。

「事務業務取扱手引書」は、同社が設立された直後の平成13年6月に赴任した異議申立人が作成し、日々使用していたものである。したがって労基署長にとっては、異議申立人の業務内容を把握するための基礎資料であり、異議申立人にとっては、不服審査並びにその後の行政訴訟において、異議申立人の業務内容を立証するために欠かせない資料である。不開示措置は、原処分並びに審査会決定の根拠を知ることが妨げ、不服申立の権利を損なっている。

(イ) 「会員名簿写」：乙 1 7 (文書番号 6)

<理由>

14枚全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。同資料は、調査官が異議申立人の業務内容・業務量を把握するために収集したもので、「会員名簿」ではなく、定例注文分の発送用データである。審査請求時の資料では、余白に書かれた調査官のメモ書きが開示されており、外注の電算会社が作成したことが判明している。したがって、異議申立人の業務内容・業務量を立証するために不可欠な資料であり、公平な不服審査を保証するためにも公開されるべきである。

仮に、第三者の個人情報保護との均衡の観点から、部分的に黒塗りを付す必要があるとすれば、労災認定の是非は労働者の生命・健康・生活に係るものである以上、その重要性に鑑み、個人名・住所・電話番号等の一部に黒塗りを付せば足りる。

(ウ) 就業規則：乙 1 9 (文書番号 8)

<理由>

10枚全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。当時異議申立人は同就業規則に基づいて就労しており、手元に有し、いつでも見ることが可能であった。しかし本件労災申請当時、既に退社していた異議申立人は事業所に立ち入ることが不可能であったため、異議申立人に替わって調査官が事業所に赴いて収集したものである。

就業規則は、労働時間や休日・休暇等の労働条件全般を規定して

おり、異議申立人の就労状況を把握・立証するための基礎となる資料である。そうであるからこそ、復命書に添付され、署長にも報告された。

したがって、不開示とすることは、立証活動の妨害であり、公平な不服審査・行政訴訟を保障するためにも公開されるべきである。

(エ) 「c氏休暇経緯」と題する文書：乙24（文書番号13）

<理由>

6枚全てが全面黒塗りのため、タイトルすら不明である。同資料は、調査官による聴取の際に、特定事業場 i b 特定役職が労災を否定するため、自ら提出したものである。

c氏の代わりにd氏が就労していたか否かが本件審査の最大争点であった。調査官は同資料等を参考に、異議申立人の業務が過重でなく、また、c氏の代わりにd氏が就労していたと判断し、その旨を署長に報告した。

したがって同資料は、本件労災審査にとって最重要な資料の一つであり、不開示とすることは労働者の知る権利を阻害し、立証活動を妨害するものである。公平な不服審査を保障するためにも開示されるべきである。

(オ) 特定事業場 ii 勤務関係資料：乙32号証（文書番号16）

<理由>

14枚全てが全面黒塗りであるため、タイトルすら不明である。しかし、審査請求時の資料で部分開示されていることから、異議申立人が勤務していた特定事業場 ii の組織図が1枚、同座席配置図1枚、特定事業場 ii の上司3名の名刺で1枚、特定事業場 ii 内の写真が11枚と思われる。

当時異議申立人は休業中で立ち入ることができなかったため、調査官が訪問して収集したもので、いずれも異議申立人が既に知り得ており、黒塗りにする必要がない。仮に名刺を黒塗りにするのであれば、特定事業場 i の役員や異議申立人が所属していた特定事業場 v 特定部署の社員ら（乙10及び乙25）と同様に、電話とメールアドレス部分のみを黒塗りにすれば足り、この名刺のみ全面黒塗りにする特別の事情はない。

写真についても同様で、特定事業場 i の社内写真（乙18）は全て開示されており、特定事業場 ii の写真のみ「不開示」とする理由はない。

また、異議申立人にとって写真は、特定症状をもたらす作業内容や作業姿勢（机の高さ、パソコンや加算器の種類・形状、棚の高さや書類の重量、運搬形態等による有害要因の有無）を立証するため

に必要なものである。

仮に写真内の個人が特定されることを危惧するのであれば、目の周囲等を黒塗りにすれば足り、本件の如き全面黒塗りは過剰である。

(カ) 特定事業場 c からの聴取書：乙 6 2 (文書番号 4 0)

<理由>

3 枚が全面黒塗りにされており、タイトルすら不明である。同資料について諮問庁は、「開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とする」(理由説明書のウ(ア)②、(エ)①)旨述べていることから、当該部分には異議申立人にとって不利な内容が記されていることが推察される。

しかし、本件調査において労基署長は、異議申立人の「パソコンタッチ数・入力件数等を裏付ける資料は確認できなかったことから聴取を中心とした調査を行」い、「元同僚である c の申述を採用した結果、業務による明らかな過重負荷は認められないものと判断した。」(添付資料 2 2) ことが明らかになっている。したがって、労基署長の判断の根拠を知るためには、本資料を閲覧することが不可欠であり、それを知らなければ、不服審査や行政訴訟において、十分な主張・立証をすることができない。

とりわけ本資料の 1 5 枚目は、「聴取終了後」「特定数字 i」という筆跡から、調査官が聴取後の感想もしくはコメントを記したものであり、同部分を見ることなしには、c 氏のどの申述が採用されたのか知ることが出来ず、採用された理由も分からない。

また、c 氏は異議申立人に協力して「診断書」「休業理由書」(乙 6 0 所収)を提供し、行政訴訟においても「質問・回答書」を 2 通提出しており、異議申立人が c 氏に「不当な干渉」を行うことが懸念される事情は全く存在しない(存在するとすれば、諮問庁はその根拠を示すべきである)。

以上の理由により、復命書並びに復命書に添付された聴取書と一体のものである当該部分は開示されるべきである。

(キ) 特定事業場 ii 元上司 f からの聴取書：乙 6 4 (文書番号 4 2)

<理由>

聴取書に添付されている、調査官が撮影した写真 2 枚が全面黒塗りで、判別がつかない。同写真は、異議申立人が勤務していた部署を調査官が実地調査した際に撮影したものであるから、黒塗りにする必要がない。特定事業場 i の社内写真(乙 1 8)は開示されており、本写真のみ不開示とする特別な理由は存在しない。仮に写真内の個人や企業秘密等が特定されることを怖れるのであれば、目の周

困等写真の一部を黒塗りにすれば足りる。

本件は「事業場担当者等の申述を採用した」（添付資料22）結果、不支給とされたのであるから、決定の根拠を知るためには聴取書に添付された写真も全て開示されるべきである。

また、同資料には異議申立人が提出した労災自己意見書（「特定事業場 ii での私の意見書」）も添付され、その上部余白には f 氏と a 調査官の割印がある。これは調査官が第三者の f 氏へ異議申立人の個人情報を読覧させた証であり、f 氏の聴取書にもその旨が記されている。

同様に、調査官は b 氏、d 氏、c 氏、h 氏に対しても異議申立人の意見書や異議申立人が提出した資料（保護すべき個人情報に該当する：前記、基労発1227第1号通達）を読覧させたことが聴取書で明らかになっている。

異議申立人の個人情報を開覧させておきながら、異議申立人に対しては不開示とする諮問庁の姿勢は、その時々で理由を使い分けるもので、不開示理由として失当である。

(ク) 会員登録受付簿及び追加注文受付簿、解約受付簿写：乙67（文書番号45）

<理由>

152枚全てが全面黒塗りにされており、タイトルすら不明である。同資料は同僚のc氏と異議申立人が日々作成していたものであり、業務内容・業務量を示す資料として、異議申立人の依頼に基づいて調査官が収集した。したがって、労災審査において欠かせない資料である（不服審査並びに行政訴訟においても同様である）。

また、調査官はこの資料を基にd氏がc氏の代わりに就労していたと判断し、本件疾病を業務外と判断したことが明らかになっている（乙9：調査結果復命書5枚目）。しかし、黒塗りにされているため、業務の実態や、d氏の筆跡の有無が判別できない。黒塗り措置は労働者の知る権利、不服申立する権利を損なっている。

仮に会員の個人名等に黒塗りを施さなければならないとしても、備考欄の「東京」「キャンペーン」「返品」などの記載は黒塗りにする理由がない。それらの記載は「特定の個人を識別できる」ものでなく、「当該法人の営業上の秘密事項にかかる情報等」にも該当しない。とりわけ備考欄の記載は、異議申立人の業務内容の煩雑さ・業務量の実態を示すもので、不服審査や行政訴訟において欠かせない資料であるため開示を求める。

(ケ) 特定事業場 vi のファクシミリ：乙68（文書番号46）

<理由>

111枚全てが全面黒塗りで、タイトルすら不明である。同資料は、当時、特定事業場viの担当者が異議申立人に送付したファクシミリで、黒塗리部分には、その日に異議申立人が同社に送った帳票名が記されており、異議申立人の業務の実態を示すものである。しかし、黒塗りにされているため業務の実態を判別できない。黒塗りは労働者の知る権利、不服申立する権利を損なっている。

オ 諮問庁の不開示理由の説明不足（法条文引用の不備）

上記3項の各号証について、諮問庁は、各々法14条の2号、3号のイ及びロ、7号に該当するため不開示としているが、「同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない」と言うのみで、「該当しない」理由について何も述べていない。

しかし、そもそも労災保険制度は、「人たるに値する生活を営むため」（労基法1条）に、「労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をする」（労災保険法1条）ことが目的であるから、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（法14条2号のロ）であることは明らかである。また、前記したように、労働者は不支給理由を知る権利があり、その後不服審査・再審査・行政訴訟が可能な法構成となっているのであるから、本件資料は「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同号のイ）に該当し、諮問庁に開示義務が課せられていると言うべきである。他の条項についても同様である。

諮問庁が、あくまで不開示を維持するのであれば、各号証毎に、「どの部分に、どのような内容が書かれているから、どのような理由で除外規定のいずれにも該当しない」ということ具体的に説明しなければならない。それを怠っている以上、諮問庁の不開示理由は理由足り得ない。

したがって、3項に記した各号証について、諮問庁は、単に法の条文を記すだけでなく、各条項の除外規定に該当しない理由について、各証毎に具体的に明示するよう求める。

また、理由説明書のウの（ウ）に記された各号証について、「開示しないとの条件で、任意に提供されたもの」であることの証拠の提出を求める。証拠がなければ、諮問庁の不開示理由は、理由足り得ないからである。

以上について諮問庁が具体的に明らかにした後に、異議申立人はそれに対する意見を述べる所存であります。

なお、異議申立人は、個人や企業の印影や住所・口座番号等についてまで、開示するよう求めてはいない。異議申立書に添付した答申

書（平成20年8月7日付け，平成20年度（行個）答申第95号）に記されているように，当該部分を黒塗りにして部分開示すれば足りるはずである。

カ 特定年月日 f f の実地調査復命書の件

同日の実地調査に関する復命書が開示されていないため開示を求める。

<理由>

諮問庁は，異議申立書3項に何ら回答していない。同日に特定事業場 i の実地調査が行われたことは，調査結果復命書（乙9）2枚目の記載から明らかである。また，乙67及び乙68号証がその際収集されたことが受付印から明らかである。

前記3項で記したように，調査官が実地調査を行ったときは，必ず復命書を作成することが義務付けられており，復命書が存在しないはずはない。したがって，同日の復命書とそこに添付された資料の開示を求める。

「現在保有していない」とすれば，元々作成されなかったのか，作成されたが，その後隠蔽もしくは廃棄されたのか，「保有していない」理由について説明するよう求める。

キ 事件プリントの「印刷省略」を利用した重要資料の隠蔽（添付資料23参照）

諮問庁は，異議申立書4項について何ら回答していない。労災保険審査会に再審査請求した労働者に対しては，後日審査会事務局から事件プリントが送付される。労働者は事件プリントを見て初めて，調査官が収集した資料や復命書，聴取書の存在を知り，不支給決定に至る過程や不支給理由の一端を知ることが出来，原処分に対する反論を行うことになる。

したがって，事件プリントは，労働者が不服審査において主張・立証，並びに原処分に対する反論を行う際の拠り所となるものである。

同様に，審査委員や参与にとっても，事件プリントを基に自らの意見を構築することは言うまでもない。

しかし，本件では，出勤簿（乙14），会社追加資料（乙23），「c氏休暇経緯」と題する文書（乙24），在庫帳簿について（乙43），「cさんが腰痛休業後に私1人で行った業務の帳票」と題する文書（乙59），会員登録受付簿及び追加注文受付簿，解約受付簿写（乙67）のように，d氏の就労の有無に直接係る重要証拠が「印刷省略」されており，目にすることができない。

また，異議申立人の業務内容・業務量を示す証拠である，事務操作手引書（乙16），事務室内写真11葉（乙18），就業規則（乙

19), 会社追加資料(乙23), 特定事業場ii勤務関係資料(乙32), 会員登録受付簿及び追加注文受付簿, 解約受付簿写(乙67), 特定事業場Zのファクシミリ(乙68)等も印刷省略されている。

事件プリント目次の末尾には, 「(注) 本件審理に直接関係ないと思われる資料, 同一のものが重複して提出された資料等については, 印刷を省略した。」(資料23)と記されているが, 本件においては最重要資料が印刷省略されている上, 「同一のものが重複して提出された資料」に該当するものも存在しない。

労災審査における最重要資料である事件プリントに対して, このような「印刷省略」を隠れ蓑にした証拠資料の隠蔽を行うことは, 審査機関としてあるまじきものである。

諮問庁に対し, この点について説明するよう求める。

(添付資料省略)

(3) 補充意見書1

異議申立人から補充意見書及び資料が当審査会宛てに提出(平成27年10月27日)された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており, その内容は記載しない。)

(4) 意見書2

異議申立人から意見書2及び資料が当審査会宛てに提出(平成29年8月14日)された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており, その内容は記載しない。)

(8) 補充意見書2

異議申立人から補充意見書2及び資料が当審査会宛てに提出(平成29年8月14日)された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており, その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し, 原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で, 別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については, 不開示理由について, 法14条7号柱書きを加え, 法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 理由説明書

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は, 異議申立人が行った労働保険再審査請求に対し, 特定労働基準監督署長が労働保険審査会に対して提出した

資料であり、別表中「対象文書名」欄に掲げるとおりである。

なお、別表に掲げる対象文書の48については、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するものであったが、原処分において本件対象保有個人情報から除かれていたことから、諮問にあたり、新たに本件対象保有個人情報として特定したものである。

イ 労働保険審査会

① 管轄

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）38条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）69条の規定による再審査請求並びに中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）84条1項の規定による審査の事務を行う。

② 組織

厚生労働省の付属機関として厚生労働大臣の所管の下に置かれ、常勤委員6人及び非常勤委員3人をもって組織する。

③ 委員

委員は、人格が高潔であって労働問題に関し識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て厚生労働大臣が任命する。

④ 合議体

再審査請求事件の審査は、委員3名からなる合議体で取り扱う。

⑤ 参与

関係労使団体からの推薦に基づき、厚生労働大臣は、関係労働者及び関係事業主を代表する者（参与）を指名することとされている。参与は審理に出席し、意見を述べることができる。

⑥ 裁決

労働保険審査会は、審理を終えたときは、再審査請求等の棄却、原処分の取消し等の裁決を文書をもって行う。

ウ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号について

① 別表に記載した情報のうち、対象文書の3, 6, 11, 12の①, 12の②, 12の④, 13, 16, 17, 37, 40の①, 40の②, 41の①, 41の③, 41の⑤, 42, 43の①, 45, 46及び50の不開示部分は、異議申立人以外の氏名、印影など、異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報である。特に印影については、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報であって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない

ため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ② 別表に記載した情報のうち、対象文書の40の③の不開示部分は、異議申立人以外の特定の個人からの聴取内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者等が、当該聴取内容等に不満を抱いた労災請求人等からのいわれのない批判等を受ける等、不当な干渉を受けることが懸念され、異議申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イについて

別表に記載した情報のうち、対象文書の5, 6, 8, 12の①, 14ないし16, 40の①, 41の①, 41の②, 41の⑥, 42, 43の②, 45, 46及び50の不開示部分は、特定事業場1（以下「特定事業場」という。）の会員名簿等の情報であり、当該事業場が一般に公にしている事業運営上の秘密情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロについて

別表に記載した情報のうち、対象文書の3, 5, 6, 11, 12の①ないし12の⑤, 13ないし16, 40の①ないし40の③, 41の①ないし41の⑥, 43の①, 43の②, 45, 46及び50の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報について

- ① 別表に記載した情報のうち、対象文書の40の③の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、異議申立人以外の特定の個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは上記ア②で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一

方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ② 別表に記載した情報のうち、対象文書の12の①、40の①、41の①及び41の⑥の不開示部分は、労働基準監督署の要請に基づき、当該事業場から提供された一般に公にしていなかった内部情報であり、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることについては、上記イで既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであることから、当該情報が開示された場合には、このことを知った当該事業場だけでなく、関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定の調査を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年7月16日付け厚生労働省発基0716第1号により諮問した平成27年（行個）諮問第65号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり補充して説明するとともに、同理由説明書別表について修正等を行う。

(1) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書42の不開示部分のうち、人影の部分については、個人に関する情報であって異議申立人以外の特定個人を識別することがで

きるものであることから、法14条2号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号

対象文書13の不開示部分については、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表のうち、文書番号13及び42に係る部分について、以下の表のとおり追加・修正する。

文書番号	号証番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
				2号	3号 イ	3号 ロ	7号 柱書き
13	乙24	「A氏休暇経緯」と題する文書写	不開示部分の全て	○		○	○
42	乙64	特定事業場2元上司Bからの聴取書	11頁ないし12頁の不開示部分の全て	○	○		

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月14日 審議
- ④ 同年5月15日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 同年10月27日 異議申立人から補充意見書1及び資料を收受
- ⑥ 平成29年7月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年8月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月14日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑨ 同日 異議申立人から補充意見書2及び資料を收受
- ⑩ 平成30年1月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成21年特定番号、業務上外関係再審査請求事件に関する労働保険審査会が作成した事件プリントの中で、監督署長が提出した資料のうち、印刷省略された資料のすべて」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書50に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、不開示理由に法14条7号柱書きを追加した上で、別表の4欄に掲げる部分については、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、なお不開示とすべきとしている。

しかしながら、異議申立人は本件異議申立事件以外にも開示請求を行っており、本件対象保有個人情報と重複する文書について、既に当審査会から答申（平成29年度（行個）答申第84号（以下「別件答申」という。））等がなされているところである。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、別件答申及び別件答申に係る原処分における開示部分（以下「別件開示部分」という。）を踏まえ、別表の6欄に掲げる部分を開示することであった。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

文書5、文書6、文書11、文書13、文書16、文書40の③、文書42、文書45、文書46及び文書50のうち、別表の4欄に掲げる部分から別表の6欄に掲げる部分を除いた部分（以下「不開示維持部分」という。）については、別件答申において不開示とすることが妥当であると判断された情報と同一の内容であると認められる。

そこで、当審査会において改めて審議したところ、以下のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分について、別件答申の判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は、別件答申と同様である。

(1) 文書5の不開示維持部分について

当該文書は、特定事業場の事務業務操作手引書である。

ア 16頁は、信販会社が作成した特定事業場の資金手数料明細書であ

り、不開示部分には、特定事業場の口座振替の件数、金額及び振替先口座が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって異議申立人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 17頁は、信販会社が作成した特定事業場の会員に係る振替不能明細書であり、不開示部分には、特定事業場の会員の会員番号、氏名及び口座振替処理における会員識別データが記載されており、20頁は、特定事業場の商品在庫帳であり、不開示部分には、各顧客の法人名及び氏名が記載されている。

当該部分は、特定事業場の内部管理情報であって異議申立人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書6の不開示維持部分について

当該文書は、発送先リストであり、不開示部分には、会員ごとの会員番号、氏名、住所及び電話番号が記載されており、当該部分は、上記(1)イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書11の不開示維持部分について

当該文書は、異議申立人以外の特定の個人の経歴書であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。法15条2項による部分開示について検討すると、諮問庁が新たに氏名を開示することとしていることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書13の不開示維持部分について

ア 1頁ないし4頁の不開示部分(下記イを除く。)は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、異議申立人以外の個人に係る休暇の経緯等について報告を求めた内容及びこれに関する特定事業場からの提出資料である。

これを開示すると、特定事業場や関係者が労災認定の調査への協力をちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な

事実関係を把握することが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の主張は首肯できる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 3頁5行目4文字目ないし最終文字、4頁4行目5文字目ないし最終文字及び5行目21文字目ないし最終文字は、異議申立人以外の個人のメールアドレスである。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号口及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 5頁及び6頁は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、異議申立人の知り得ることではなく、これを開示すると、特定事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準行政機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書16の不開示維持部分について

ア 10頁及び11頁は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、異議申立人の勤務していた事業場を撮影した写真であり、各中央部ないし左側には、異議申立人以外の人影が写っていることが認められる。

このうち、10頁の右側一列目、10頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、10頁の右側から四列目の上から数えて2人目、10頁の右側から六列目の正面を向いている者並びに11頁の手前から二列目の右側から4名の人影は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部

分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 12頁は特定事業場2の組織図であり、13頁は同事業場の座席配置図であり、不開示部分は、異議申立人以外の個人の氏名であり、上記(4)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 14頁の不開示部分は、異議申立人以外の個人の名刺であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討する。

不開示部分は、各役職名、氏名、直通電話番号及びメールアドレスであり、異議申立人の当時の勤務先であっても当該個人の氏名等を知り得るとまではいえず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書40の③の不開示維持部分について

ア 1行目は、異議申立人以外の個人の氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 5行目ないし13行目は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に対する処分に当たり、異議申立人以外の個人から聴取した内容が記載されている。

これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である異議申立人からの批判等をおそれ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準行政機関が行う労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7) 文書42の不開示維持部分について

当該部分のうち、11頁は文書16の11頁と同一の写真であり、12頁は文書16の10頁と同一の写真である。

11頁の手前から二列目の右側から4名、12頁の右側一列目、12頁の右側から二列目の上から数えて2人目及び3人目、12頁の右側から四列目の上から数えて2人目、12頁の右側から六列目の正面を向いている者の人影は、上記(5)アと同様の理由により、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(8) 文書45の不開示維持部分について

当該文書は会員登録受付簿及び追加注文受付簿である。

当該文書の不開示部分である各会員の会員番号、氏名及び法人名（会員名欄の右欄に記載されているものを含む。）は、当該事業場の顧客情報そのものであり、顧客情報は、事業を営む者にとって経営の要ともいえる機密情報であり、その内容から経営状態、信用度合い、経営戦略等、事業に関わる様々な内容を把握し得るものであると認められる。このため、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 文書46の不開示維持部分について

当該文書は、特定事業場の会員登録に係る入力作業を請け負った取引先事業場からの入力作業に係る不明分の問合せ表であり、不開示部分は、①ファクシミリの発信者及び印影、②会員番号欄（会員No.欄）、氏名欄（会員名欄）、不明点欄及び回答欄、③17頁の特定会員の会員番号、氏名及び電話番号である。

ア ファクシミリの発信者の印影は、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 会員番号欄（会員No.欄）のうち、会員番号は、上記(8)と同

様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 氏名欄（会員名欄）のうち、法人名及び氏名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 不明点欄のうち、会員番号、氏名、法人名、口座番号、口座名義及び支払金融機関名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 回答欄のうち、会員番号、氏名、法人名、電話番号、口座番号及び支払金融機関名は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 17頁の特定会員の会員番号、氏名及び電話番号は、上記（8）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（10）文書50の不開示維持部分について

当該不開示部分は、1頁の「診療報酬明細書（写）の交付依頼に係る回答書」の異議申立人以外の個人の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する異議申立人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 番号	2 号証 番号	3 対象文 書名	4 不開示を 維持する部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 別件答申・別 件開示部分該当の 有無()内は平 成29年度(行 個)答申第84号 における文書番 号)
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書き	
1	乙4	休業支給決定決議書写	全部開示	—	—	—	—	—
2	乙7	休業支給決定決議書写	全部開示	—	—	—	—	—
3	乙1 4	出勤簿写	1頁1行目ないし3行目, 5行目ないし9行目。2頁 1行目ないし3行目, 5行 目ないし7行目。3頁1行 目ないし3行目, 5行目な いし7行目, 欄外の書き込 み。4頁1行目ないし3行 目, 5行目ないし9行目。 5頁1行目ないし3行目, 5行目ないし7行目。6頁 1行目ないし3行目, 5行 目ないし7行	○		○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書20)

			<p>目。7頁1行 目ないし3行 目, 5行目及 び6行目。8 頁1行目ない し3行目, 5 行目及び6行 目。9頁1行 目ないし3行 目, 5行目及 び6行目。1 0頁1行目な いし4行目, 6行目及び7 行目。11頁 1行目ないし 3行目, 5行 目ないし7行 目。12頁1 行目ないし3 行目, 5行目 ないし7行 目。13頁1 行目ないし3 行目, 5行目 ないし7行 目。14頁1 行目ないし3 行目, 5行目 ないし7行 目。15頁1 行目ないし3 行目, 5行目 ないし7行 目。16頁1 行目ないし3 行目, 5行目</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			ないし 7 行目。					
4	乙 1 5	会社沿革・ 会社案内写	全部開示	-	-	-	-	-
5	乙 1 6	事務業務操 作手引書写	不開示部分の 全て		○	○		別件開示部分に合 わせ一部を開示 (文書 2 2)
6	乙 1 7	会員名簿写	不開示部分の 全て	○	○	○		別件開示部分に合 わせ一部を開示 (文書 2 3)
7	乙 1 8	事務室内写 真写	全部開示	-	-	-	-	-
8	乙 1 9	就業規則写	不開示部分の 全て		○			別件答申・別件開 示部分に合わせ全 てを開示 (文書 2 5)
9	乙 2 0	会員登録申 請書①～④ 写	全部開示	-	-	-	-	-
1 0	乙 2 1	追加注文書 写	全部開示	-	-	-	-	-
1 1	乙 2 2	経歴書写 (請求人以 外)	不開示部分の 全て	○		○		別件答申に合わせ 一部を開示 (文書 2 7)
1 2	乙 2 3	会社追加資 料写	① 1 頁の不開 示部分の全て	○	○	○	○	別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書 2 8)
			② 2 頁 1 行目 ないし 3 行 目, 5 行目, 1 3 行目ない し 1 5 行目, 欄外の書き込 み。3 頁 1 行 目ないし 4 行 目, 6 行目及 び 7 行目。 4	○		○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書 2 0 及び文 書 2 8)

			頁1行目ないし3行目, 5行目及び6行目, 欄外の書き込み。5頁の不開示部分の全て。					
			③ 6頁の不開示部分の全て			○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書28)
			④ 7頁医師の印影。	○		○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書28)
			⑤ 8頁の不開示部分の全て			○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書28)
13	乙24	「A氏休暇経緯」と題する文書写	不開示部分の全て	○		○	○	別件開示部分に合わせ一部を開示(文書29)
14	乙26	賃金台帳写	不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書31)
15	乙27	個人情報シート(社員名簿)写	不開示部分の全て		○	○		別件開示部分に合わせ全てを開示(文書32)
16	乙32	特定事業場2勤務関係資料写	不開示部分全て(1ないし5頁, 8ないし9頁を除く)。	○	○	○		別件答申・別件開示部分に合わせ一部を開示(文書35及び文書34)
17	乙33	自己意見書(通常日の作業・年月日時間を追って)写	不開示部分(7頁欄外4行目の名前)の全て	○				別件開示部分に合わせ全てを開示(文書36)
18	乙37	自己意見書添付資料・	全部開示	-	-	-	-	-

		特定事業場 だより、キ ャンペーン 他写						
19	乙3 9	「腰痛や頸 肩腕障害が 起きる職場 環境につい て」と題す る文書写	全部開示	-	-	-	-	-
20	乙4 0	「毎日の発 送作業の履 歴」と題す る文書写	全部開示	-	-	-	-	-
21	乙4 1	「C特定役 職につい て」と題す る文書写	全部開示	-	-	-	-	-
22	乙4 2	特定事業場 社内写真写	全部開示	-	-	-	-	-
23	乙4 3	在庫帳簿に ついて写	全部開示	-	-	-	-	-
24	乙4 4	郵便・FAX 注文の相 違先につい て写	全部開示	-	-	-	-	-
25	乙4 5	「特定事業 場3口座引 落データ処 理につい て」と題す る文書写	全部開示	-	-	-	-	-
26	乙4 6	商品発送先 リスト写	全部開示	-	-	-	-	-
27	乙4 7	「特定事業 場4（電算 会社）から	全部開示	-	-	-	-	-

		のチェック」と題する文書写						
28	乙49	「特定事業場5の在庫確認」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
29	乙50	「中止口と解約口について」と題する文書写	全部開示	-	-	-	-	-
30	乙51	ノニジュース価格表写	全部開示	-	-	-	-	-
31	乙52	自己意見書（頸肩腕障害の症状推移及び自己意見）写	全部開示	-	-	-	-	-
32	乙53	自己意見書（特定事業場での作業）写	全部開示	-	-	-	-	-
33	乙54	自己意見書（特定事業場2での私の意見書）写	全部開示	-	-	-	-	-
34	乙56	団体交渉の記録写	全部開示	-	-	-	-	-
35	乙57	自己意見書（団体交渉のテープおこし）写	全部開示	-	-	-	-	-
36	乙58	月間担当別一覧写	全部開示	-	-	-	-	-
37	乙59	「Aさんが腰痛休業後	不開示部分（1頁最終行	○				別件開示部分に合わせ全てを開示

		に私1人で 行った業務 の帳票」と 題する文書 写	の名前)の全 て					(文書44)
38	乙6 0	異議申立人 からの聴取 書(添付資 料)写	全部開示	-	-	-	-	-
39	乙6 1	異議申立人 からの聴取 書(添付資 料)写	全部開示	-	-	-	-	-
40	乙6 2	特定事業場 Aからの聴 取書(添付 資料)写	①10頁の不 開示部分の全 て	○	○	○	○	別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書47)
			②11頁の不 開示部分の全 て	○		○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書47)
			③15頁の不 開示部分の全 て	○		○	○	別件開示部分に合 わせ一部を開示 (文書47)
41	乙6 3	特定事業場 Cからの聴 取書(添付 資料)写	①1頁の不 開示部分の全 て。	○	○	○	○	別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書48)
			②12頁ない し15頁の不 開示部分の全 て		○	○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書48)
			③16頁1行 目ないし4行 目, 6行目及 び7行目。	○		○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書48)
			④17頁の不 開示部分の全 て。			○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書48)
			⑤27頁の不	○		○		別件開示部分に合

			開示部分の全て。					わせ全てを開示 (文書48)
			⑥30頁ないし32頁の不 開示部分の全 て。		○	○	○	別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書48)
42	乙6 4	特定事業場 2元上司B からの聴取 書(添付資 料)写	不開示部分の 全て	○	○			別件答申に合わせ 一部を開示(文書 49)
43	乙6 5	特定事業場 6Dからの 聴取書(添 付資料)写	①1頁1行目 ないし3行 目, 5行目及 び6行目。2 頁1行目ない し3行目, 5 行目ないし7 行目。	○		○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書50)
			②3頁ないし 6頁の不開示 部分の全て。		○	○		別件開示部分に合 わせ全てを開示 (文書50)
44	乙6 6	特定事業場 7Eからの 聴取書(添 付資料)写	全部開示	-	-	-	-	-
45	乙6 7	会員登録受 付簿及び追 加注文受付 簿, 解約受 付簿写	不開示部分の 全て	○	○	○		別件答申・別件開 示部分に合わせ一 部を開示(文書5 2ないし文書5 6)
46	乙6 8	特定事業場 4のファク シミリ写	不開示部分の 全て	○	○	○		別件答申・別件開 示部分に合わせ一 部を開示(文書5 7ないし文書7 3)
47	乙7	特定委員・	全部開示	-	-	-	-	-

	0	診療録写						
48	乙73	特定医師意見書（添付資料）写	全部開示 （本件対象保有個人情報として新たに追加）	—	—	—	—	—
49	乙74	意見書の提出について及び別紙・文献（文献）写	全部開示	—	—	—	—	—
50	乙76	診療報酬明細書（写）の交付依頼についての回答写	不開示部分の全て	○	○	○		別件答申・別件開示部分に合わせて一部を開示 （文書75）

（注1）対象文書には頁番号は付番されていないが、文書1ないし文書50の各1枚目以降を各1頁等と付番したものを「頁」として記載している。

（注2）諮問庁の補充理由説明書の内容も反映済み（諮問庁の誤った部分については、諮問庁に確認の上、当審査会において修正済み。）。